

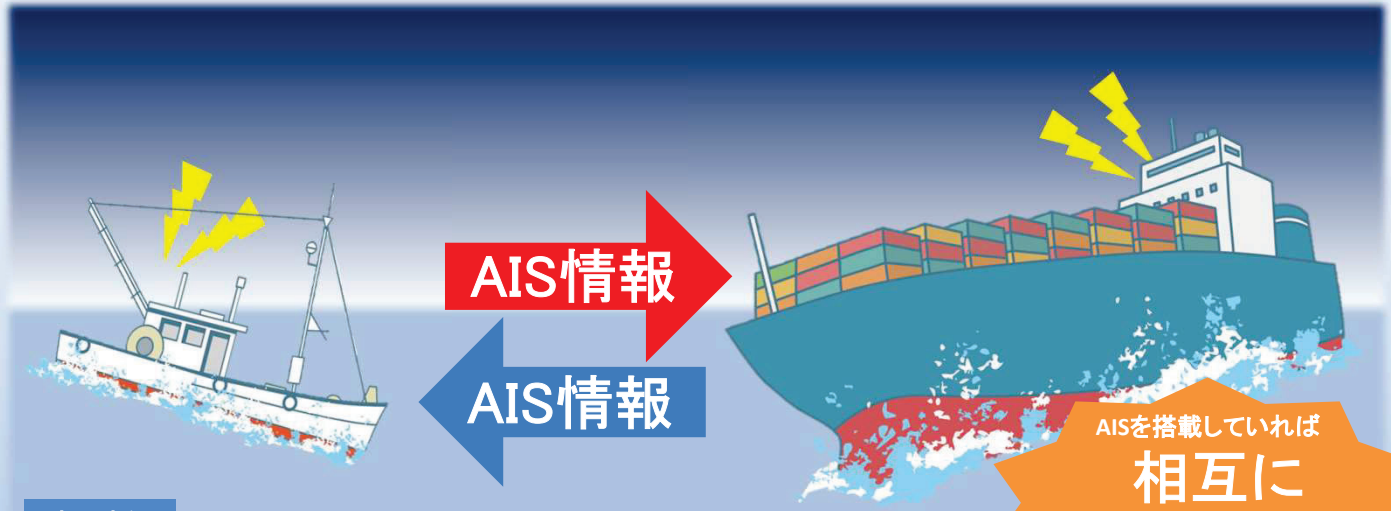
漁業関係者の皆様へ

衝突事故防止に

# AISが有効

## AIS (Automatic Identification System: 船舶自動識別装置) とは？

船舶の位置、針路、速力等の安全に関する情報を、自動的に送受信するシステム



### 事故事例

貨物船と漁船が衝突し、漁船の乗組員13人が亡くなる事故(H24.9.24)が発生しています。  
運輸安全委員会の調査によると、悪天候の中、貨物船のレーダーで漁船を確認することができませんでした。

## 漁船がAISを搭載するメリット

- ✓ 悪天候でも相手から位置確認しやすい
- ✓ 他船の動静をリアルタイムに把握できる

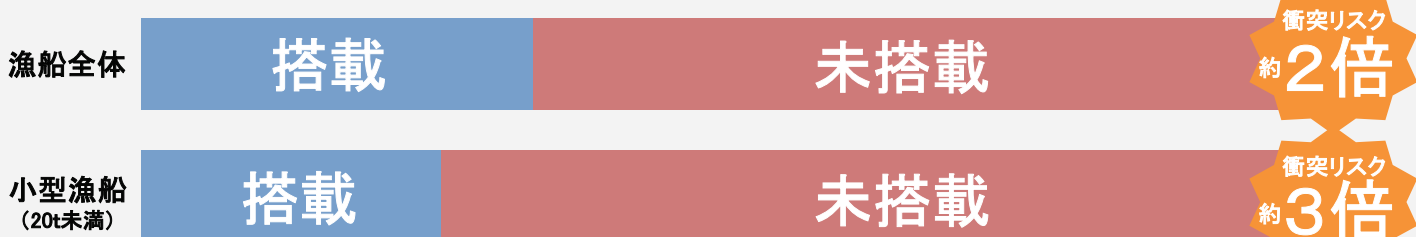
➡ 衝突リスク軽減



見張りの徹底はもちろんですが…

取り返しのつかない状況になる前に搭載を！

## AIS未搭載による漁船の衝突リスク



※「全国の漁船所有者かつ船長のうち、令和4年から令和6年に操船を実施かつ事故を起こしていない者(n=407)を対象としたアンケート結果」及び「事故を起こした漁船の船長(n=1,321)を対象とした調査結果」を基に海上保安庁が分析し、「海の安全情報の機能強化に係る調査結果評価委員会」(委員長:産業医科大学 榎原教授)で承認された結果

総務省、国土交通省、水産庁、海上保安庁

おトクな搭載支援制度・AISアプリもあります  
裏面もご覧ください。➡

# AISに関する支援制度について

## AIS設置漁船には漁船保険料を最大20万円助成

日本漁船保険組合では、漁船の海難防止等を目的に、AIS設置漁船に対し漁船保険料の一部を最大20万円助成します。なお、リース漁船(浜の担い手漁船リース緊急事業、漁船漁業構造改革緊急事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業)の助成額は最大10万円となります。

- ・保険料助成額：国庫負担を除いた純保険料に対し10%(5トン未満船は20%)
- ・対象漁船：AIS又は簡易型AISを設置した漁船

ただし、①船舶設備規程により設置が義務付けられている漁船  
②もうかる漁業創設支援事業及びがんばる漁業復興支援事業の対象漁船は助成対象外です。  
なお、対象漁船ごとに漁船保険の助成を申請できる契約数は5契約までです。

※ご利用に当たっては、各都道府県の日本漁船保険組合支所にお問い合わせください。

お問い合わせ先：水産庁漁業保険管理官 03-6744-2357

## AIS設置に活用できる長期かつ低利な制度資金

漁船へのAISの設置に当たっては、漁協系統金融機関である信用漁業協同組合連合会等が融資する漁業近代化資金など、長期かつ低利な制度資金が活用できます。

漁業近代化資金の貸付条件(漁船漁業者の場合)

貸付限度額：20トン未満の漁船を使用する者0.9億円

：20トン以上の漁船を使用する者3.6億円

償還期限(据置期間)：10年(3年)(漁船に係る機器類設置の場合)

※貸付利率は、金利情勢により変動しますので、ご利用に当たっては、お近くのJFにお問い合わせください。

お問い合わせ先：水産庁水産経営課 03-6744-2347

## 簡易型AISに係る無線局定期検査の不要化等が措置されています。

簡易型AISについては、船舶の無線局定期検査が不要で開設時の免許手続きも簡素化(落成検査の省略)されています！

### 定期検査の不要化

簡易型AISのみを設置する船舶局の定期検査は不要です。(簡易型AISと併せて次の無線設備を設置している場合も定期検査は不要です。)

- ・国際VHF(携帯型・5W以下)
- ・レーダー(適合表示無線設備<sup>(※)</sup>・5kW未満)

### 免許手続きの簡素化

無線航行移動局(レーダー局)に簡易型AIS等の適合表示無線設備<sup>(※)</sup>を追加して、船舶局を開設する場合の手続きはすべて簡易な免許手続き(落成検査の省略)で可能です。



※ 簡易型AISは無線従事者の資格がなくても操作できます(ただし無線局の免許申請は必要です)  
※ 適合表示無線設備には技適マークが付されています

お問い合わせ先：総務省基幹・衛星移動通信課 03-5253-5901

## スマートフォン向けAISアプリについて

AISと同様の機能を有するスマートフォン向けアプリケーションが、リリースされています。スマートフォンアプリは、AIS機器の導入が難しい小型漁船(船外機船等)でも利用可能！

※国土交通省では、「船上におけるスマホの使い方ガイド」を公表しております。

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk6\\_000019.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000019.html)

お問い合わせ先：国土交通省海事局安全政策課 03-5253-8631

